

埼玉県県民活動総合センター指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県県民生活部共助社会づくり課

令和5年7月10日から募集を開始した埼玉県県民活動総合センターの指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 県民活動総合センター指定管理者について

指定管理者：公益財団法人いきいき埼玉

埼玉県北足立郡伊奈町内宿台6丁目26番地

代表理事 永澤 映

2 指定の期間について

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

令和5年7月20日実施説明会 2団体

（2）応募申請団体数

令和5年9月1日締め切り 1団体

申請団体の内訳

公益財団法人 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

（1）選定基準

ア 審査基準

- ① 県民の平等なセンターの利用を確保することができること。
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うことができること。
- ③ センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

イ 審査項目

- ① 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。

- ② 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ③ 利用者へのサービス提供について、特筆すべき優れた提案に対する加点
- ④ 県民の平等利用確保への配慮がされているか。
- ⑤ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ⑥ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑦ 効果的かつ効率的な事業の実施が見込めるか。
- ⑧ 自主事業について、特筆すべき優れた提案に対する加点
- ⑨ 指定管理業務に係る県の委託料（算出した額）は適切な額か。
- ⑩ その他、特筆すべき優れた提案に対する加点

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
川島 弥生子	公認会計士
原田 晃樹	立教大学コミュニティ福祉学部教授
森田 圭子	特定非営利活動法人わこう子育てネットワーク代表理事
檜山 志のぶ	埼玉県県民生活部県民共生局長
竹澤 幸一	埼玉県県民生活部共助社会づくり課長

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

- 審査結果
応募者1団体を第2次審査対象団体としました。

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

- 審査結果

審査項目（配点）		（公財） いきいき埼玉
県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか	80点	59点
利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか	100点	75点
利用者へのサービス提供について、特筆すべき優れた提案に対する加点	20点	11点
県民の平等利用確保への配慮がされているか	40点	28点
効果的かつ効率的な管理を実施できるか	80点	53点
法人等の経営基盤が安定しているか	60点	41点

効果的かつ効率的な事業の実施が見込めるか	140点	99点
自主事業について、特筆すべき優れた提案に対する加点	20点	11点
指定管理業務に係る県の委託料（算出した額）は適切な額か	80点	60点
その他、特筆すべき優れた提案に対する加点	20点	10点
合計点	640点	447点

○ 公益財団法人いきいき埼玉の選定理由

- ・ NPO活動の支援に関するノウハウや関係団体とのネットワークを活用した効果的な事業実施が期待できる。
- ・ オンライン講座の実施など、DXの推進による利用者の利便性向上が期待できる。
- ・ 埼玉未来大学など候補者が実施する事業により、施設の利用促進が期待できる。
- ・ これまでの実績を踏まえた安定的な指定管理業務の実施が見込まれる。

5 公益財団法人いきいき埼玉の提案の概要

(1) 基本方針

- ア 県民が主体となった共助社会づくりの推進
- イ 施設の利用促進、適切な維持管理
- ウ 経営感覚をもった施設運営
- エ ネットワークを活かした事業展開
- オ DXの推進

(2) サービス向上策等

- ア 全ての人に使いやすい施設の提供
- イ 安全・安心な施設の提供
- ウ 総合受付の充実
- エ 飲食提供サービスの充実
- オ DXによる利便性向上
- カ 職員の職務能力の向上

(3) 維持管理計画

- ア 計画的な点検及び修繕による安全・安心な施設・設備の提供
- イ 定期的な点検及び修繕・更新による適正な物品管理
- ウ 施設管理に係る委託業務の見直しによる経費削減

(4) 業務体制、人員配置

ア 所長、総務部長、活動支援部長、事業部長、担当職員 33名 計 37名

(5) 収支予算案（令和6年度から5年間の収支計画）

ア 指定管理委託料の5年間（令和6年度から令和10年度）の年平均額については、令和5年度当初予算とほぼ同額を維持。

(6) 利用料金に関する考え方

ア 原則として、現行の利用料金を継続。

(7) 個人情報の取扱い

ア 個人情報保護規程を整備し、適切に取り扱う。

イ 個人情報保護方針を定め、ホームページで公開、窓口に掲出する。

(8) 危機管理体制

ア 危機等の種別に応じたマニュアルを整備

イ 訓練等の実施により不測の事態に迅速かつ適切に対応

ウ 業務の実施における損害賠償に対応する保険に加入